○国土交通省告示第千四十一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十三年九月二十八日付けをもつて次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十月十八日　　国土交通大臣　前田　武志

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5064号	小型船舶用救命胴衣（膨脹式及び呼気併用式以外のもの）	ＴＫＤ－１型	高階救命器具株式会社	大阪府大阪市浪速区久保吉１丁目１番34号
第5065号	〃	ＴＫ－200Ａ型	〃	〃

○国土交通省告示第千四十二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十三年九月二十八日付けをもつて次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十月十八日　　国土交通大臣　前田　武志

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5066号	小型船舶用救命浮輪（膨脹式）	ＴＫ－ＬＲ01型	高階救命器具株式会社	大阪府大阪市浪速区久保吉１丁目１番34号

○国土交通省告示第千四十三号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十三年九月二十八日付けをもつて次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十月十八日　　国土交通大臣　前田　武志

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第4971号	飲料水	アルプスユミヤン	島田燈器工業株式会社	小袋（包装容器）の材質を追加

○国土交通省告示第千四十四号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十三年九月二十八日付けをもつて次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十月十八日　　国土交通大臣　前田　武志

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第Ｆ－27号	防火戸（Ａ０級）	ＳＴＡ０－98	株式会社瀬戸興産	扉及び戸枠の構造材料の変更を追加
第Ｆ－28号	防火戸（Ｂ０級）	ＳＴＢ０－98	〃	〃
第Ｆ－49号	防火戸（Ａ60級）	ＳＴＡ60－98	〃	扉及び戸枠の構造材料並びに扉の厚さの変更を追加
第Ｆ－129号	防火戸（Ａ０級）	ＳＴＥＬ　Ａ－０	〃	扉及び戸枠の構造材料の変更を追加
第Ｆ－173号	〃	ＳＴＰ－Ａ０－86	〃	扉及び戸枠の構造材料並びに扉の厚さの変更を追加
第Ｆ－174号	防火戸（Ａ60級）	ＳＴＥＬ－Ａ－60	〃	〃

○環境省告示第八十二号

昭和四十六年農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第四号イの規定に基づき、水質汚濁に係る農薬登録保留基準（平成二十年環境省告示第八十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十三年十月十八日　　環境大臣　細野　豪志

表３－（２，２－ジフルオロエトキシ）－Ｎ－（５，８－ジメトキシ［１，２，４］トリアゾロ［１，５－ｃ］ピリミジン－２－イル）－α，α，α－トリフルオロトルエン－２－スルホンアミド（別名ペノキススラム）の項の次に次のように加える。

３－ドデシル－１，４－ジヒドロ－１，４－ジオキソ－２－ナフチル＝アセタート（別名アセキノシル）	0.058mg／l
４－クロロベンジル＝（ＥＺ）－Ｎ－（２，４－ジクロロフェニル）－２－（１Ｈ－１，２，４－トリアゾール－１－イル）チオアセトイミダート（別名イミベンコナゾール）	0.026mg／l
５－アミノ－１－（２，６－ジクロロ－α，α，α－トリフルオロ－ｐ－トリル）－４－エチルスルフィニルピラゾール－３－カルボニトリル（別名エチプロール）	0.01mg／l
（ＲＳ）－５－tert－ブチル－２－［２－（２，６－ジフルオロフェニル）－４，５－ジヒドロ－１，３－オキサゾール－４－イル］フェネトール（別名エトキサゾール）	0.10mg／l
５－tert－ブチル－３－［２，４－ジクロロ－５－（プロパ－２－イニルオキシ）フェニル］－１，３，４－オキサジアゾール－２（３Ｈ）－オン（別名オキサジアルギル）	0.02mg／l
（ＲＳ）－１－ｐ－クロロフェニル－４，４－ジメチル－３－（１Ｈ－１，２，４－トリアゾール－１－イルメチル）ペンタン－３－オール（別名テブコナゾール）	0.077mg／l
２－メチルビフェニル－３－イルメチル＝（１ＲＳ，３ＲＳ）－３－［（Ｚ）－２－クロロ－３，３，３－トリフルオロプロパ－１－エニル］－２，２－ジメチルシクロプロパンカルボキシラート（別名ビフェントリン）	0.026mg／l
４－（２，２－ジフルオロ－１，３－ベンゾジオキソール－４－イル）ピロール－３－カルボニトリル（別名フルジオキソニル）	0.87mg／l
（10Ｅ，14Ｅ，16Ｅ，22Ｚ）－（１Ｒ，４Ｓ，5’Ｓ，６Ｒ，6’Ｒ，８Ｒ，13Ｒ，20Ｒ，21Ｒ，24Ｓ）－21，24－ジヒドロキシ－5’，6’，11，13，22－ペンタメチル－３，７，19－トリオキサテトラシクロ［15．６．１．$1^{4,8}$．$0^{20,24}$］ペンタコサ－10，14，16，22－テトラエン－６－スピロ－２’－テトラヒドロピラン－２－オン（別名M．A_3）及び（10Ｅ，14Ｅ，16Ｅ，22Ｚ）－（１Ｒ，４Ｓ，5’Ｓ，６Ｒ，6’Ｒ，８Ｒ，13Ｒ，20Ｒ，21Ｒ，24Ｓ）－6’－エチル－21，24－ジヒドロキシ－5’，11，13，22－テトラメチル－３，７，19－トリオキサテトラシクロ［15．６．１．$1^{4,8}$．$0^{20,24}$］ペンタコサ－10，14，16，22－テトラエン－６－スピロ－２’－テトラヒドロピラン－２－オン（別名M．A_4）の混合物（別名ミルベメクチン）	0.07mg／l

○環境省告示第八十三号

昭和四十六年農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第三号の規定に基づき、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準（平成十八年環境省告示第百四十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十三年十月十八日　　環境大臣　細野　豪志